

法律 Q & A

経験豊富なグレイスの弁護士が、身近な法律問題から
企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

vol.06

Q 遺言者の死期が迫っていて、
自ら遺言書を書いたり署名押印することが
できないときは、どうすればよいですか。

A 死が切迫していて普通的方式で遺言することが
できない場合には、特別な方式で遺言することが
認められています（民法976条）。

遺言者の容態が急変したり突然の事故にあっ
たり等で、死期が迫っている場合には、遺言者が自ら
遺言書を書いたり、公証人にきてもらうことも難しい場
合があります。このように、死が切迫していて普通の
方式で遺言することができない場合には、特別な方式
で遺言することが認められています（民法976条）。こ
の特別な方式による遺言を、「危急時遺言」といいま
す。そして、危急時遺言には、主として一般危急時
遺言があります。

一般危急時遺言は、疾病その他の事由によって死亡
の危急に迫った者について認められている遺言です
（民法976条1項）。その遺言の方式は、(i) 証人3人
以上の立ち会いをもって、(ii) 遺言者がその証人の

回答した弁護士

家事専門部

弁護士

碓井 晶子



一人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた者が
これを筆記し、(iii) 遺言を筆記した証人が、筆記が
終わった後、これを遺言者及び他の証人に読み聞か
せ、又は閲覧させ、(iv) 各証人がその筆記の正確
なことを承認して署名・押印する方式です。

なお、この方式によってした遺言は、遺言の日から20
日以内に証人の一人又は利害関係人から、家庭裁
判所に請求して、その確認を得なければ効力がなくな
るので、注意が必要です（同条4項）。

「法律 Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随時募
集しております。✉ info2@grace-law.jp までご連絡ください。